

新規学校卒業者対象求人説明会

新規学校卒業者を対象とする 求人申込み等の取扱いについて



ハローワーク佐賀

求人申し込みの前に確認ください

- 明るい職場をめざして
～従業員採用のマニュアル～
(別添・冊子)

求人申し込みの前に、
必ずお目通しください。



新規学校卒業者の求人申込・選考開始等日程

主要事項		中学校	高等学校	大学・短期大学・ 高等専門学校・専修学校
求人申込・ 求人連絡等	申込みに使用する用紙	中卒用求人票	求人申込書（高卒）	求人申込書（大卒等）
	求人申込開始時期	6月1日以降		2月1日以降
	申込先	事業所の住所を管轄する公共職業安定所		
	作成要領	職種ごとに作成		
	他地域への求人連絡	7月1日以降安定所が 連絡する	7月1日以降 に、安定所が交付 する求人票の写を求人者が学校 へ直送する	求人者が、求人票を学校へ直送 する（学生への提示は4月1日 以降）
求人活動の 規制	求人要領	7月1日以降学校へ送付する		求人依頼文書の発送、求人票の 受理及び公示の時期は、各大学 等の自主的判断により行うので、 その旨配慮し、行うこと
	文書募集	禁 止	7月1日以降（条件付） 安定所の指導を受けること	
	学校訪問	安定所に求人票を提出し、確認 を受けた日以降で、学校の事前 の了解の下に行うこと	安定所に求人申込書を提出し、求人票 の交付を受けた日以降で、学校の事前 の了解の下に行うこと	
	家庭訪問	中学・高校については、求人者が家庭訪問し、直接生徒・学生・保護者に働きかけることは、一切禁止 しています。大学等についても、学生の自由な就職活動を妨げる拘束は行わないこと。		
推薦開始	1月1日以降	9月5日以降 （文書到達主義）	6月1日以降（※1）	
採用選考開始	1月1日以降	9月16日以降	6月1日以降（※2）	
採用内定開始	1月1日以降	9月16日以降	10月1日以降（※1・2）	

※1 国公立大学等で構成する就職問題懇談会の「申し合わせ」による

※2 政府（関係省庁連絡会議）の「要請」による

高卒求人申し込み方 ①

● ハローワークが確認して受理印を押したものののみ有効

● 職種ごと、雇用形態ごとに申し込み

例：事務 交代制なし 1件
営業 交代制なし 1件
製造 交代制なし 1件
製造 交代制あり 1件



● 新卒者の人事（採用）権のある事業所単位で申込み

例：本社が事業所の所在地と別のハローワーク管内にある場合

人事権：本社事業所 → 本社管轄ハローワークに

人事権：現地事業所 → 現地管轄ハローワークに

※労働（雇用・労災）保険、社会（健康・厚生）保険の加入対象者がいる場合は、各保険へ適切に加入していることが必要

高卒求人申し込み方 ②

- 推薦を受けたい学校があれば推薦指定を求人申込書に「求人連絡・推薦数一覧表」を添付

資料No.6

- 高卒求人の種類

- 1 推薦可能な学校を指定する求人

- ① 指定校のみ応募可能
- ② ハローワークからの返戻後に、企業が指定校に直接求人票等を送付
- ③ 指定校以外的高校は求人閲覧できず応募はできない

- 2 特に学校を指定せず「高卒WEB」へ公開する求人
全国的高校が閲覧、応募可否の問い合わせ等に対応必要

明るい職場をめざして p8

高卒求人申し込み方 ③

- 7月1日返戻希望の場合は**6月14日（金）**までに
 - ※ハローワーク佐賀への求人申し込み・返戻は、**3階 求人部門**で行います。
 - ※学校への「推薦依頼文」は、**必要最小限の記載**としてください

受理印のある求人票を複写し指定校へ提出して求人申込
- 求人者から求人申込を受けた学校は
 - 1 **就職希望生徒に求人票を公開**
家庭での検討なども踏まえて生徒との相談反復実施
 - 2 **応募先として検討する事業所の「応募前職場見学」**
夏休みに入って盆前頃までの見学が望まれます
 - 3 **生徒・保護者との面談、校内選考等を経て応募先決定**
 - **9月5日以降の到着**で応募書類が求人者(事業所)に送付
 - **9月16日～9月30日**までは**1人1社**の応募

応募前職場見学について

資料 No.5

様式16

(佐賀県高等学校就職問題検討会議)

資料No.5

応募前職場見学実施予定表

事業所名 _____
 連絡先担当部署 _____
 連絡先担当者 _____
 電話番号 _____ FAX _____

1. 7月～8月の職場見学実施予定日 (該当する項目を○印で囲んでください。)

- 1 予定なし
- 2 随時
- 3 特定予定日

↓
 7月～8月までの実施予定日全てに○印をつけてください。

7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

- 生徒が自ら企業を選定・確認するための重要な機会であるため、可能な限り実施をお願いします。
- 採用選考に直接つながるような行為や、生徒に内定と受け取られるような行為は行わないようお願いします。

明るい職場をめざして p20～

※見学日時を限定せず、事前に連絡・相談すれば随時応じていただける場合は提出不要

採用選考・内定

- **9月16日から採用選考（試験など）開始**
 - ・ 求人票に記載した以外の試験等は実施できません
 - ・ 応募書類のみで不採用とすることはできません
 - ・ 求人票に記載した試験等は必ず実施してください
- **採用内定取消や入職時期繰下げはできません**
 - ・ 「事前の報告義務」があると共に「社名公表」の対象となります
 - ・ 入社日までは就職承諾書以外の書類は求めることができません
- **求人取消及び募集人数の削減はできません**
 - ・ 来年6月末(有効期限)までは充足した場合のみ取り消しが可能です
- **雇用開始は原則、卒業認定日以降**
 - ・ 学校長が認めた場合には、卒業式の翌日以降から卒業認定日以前に研修または入社式を行うことができます

事業主のみなさまへお願い①

● 令和6年度から変更となる点が3つあります

① 高校生の複数応募時期が前倒しになりました

- ・ (変更前) 11月1日から → (変更後) **10月1日**から

② 高校生の履歴書は**パソコン作成**で！

①・② 資料No.3、No.11

- ・ 求人票の補足事項へ履歴書の作成方法を記載願います

③ 求人票に明示する労働条件3点が追加

- ・ **従事すべき業務の変更の範囲**
- ・ **就業場所の変更の範囲**
- ・ **有期労働契約を更新する場合の基準**

職業安定法施行規則改正により、求人票への明示が必要になりました。

③ 資料No.3、No.12

①・②・③全て、資料No.7へ記入して提出

事業主のみなさまへお願い②

※ **定時制・通信制の生徒**についても、全日制と同様に応募の機会を与えていただきますよう、ご検討をお願いします。

※ **中卒を対象とする求人**については、年々減少傾向にあり、大変厳しい状況となっておりますので、中卒者の採用計画についてもご検討をお願いします。

明るい職場をめざして p7

※ **大卒等求人**は2月から受け付けております。

労働局・ハローワークが実施する「説明会や面接会」の参加条件ともしてしておりますので、ハローワークへの申込についてもよろしくをお願いします。

事業主のみなさまへお願い③

●オワハラは行わないでください

- ・採用内定や内々定を行うことと引き換えに、学生の意思に反して他の企業などへの就職活動の終了を強要するようなハラスメント行為です。

新規学卒者の就職は人生の大きな転機であり、将来を左右する重要な選択をすることになります。

資料No.10

※全国の2024年卒の学生調査では18.3%もの学生が、オワハラを経験していると回答あり。（佐賀新聞より）

事業主のみなさまへお願い④

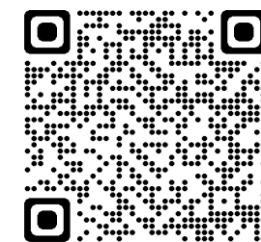
● 職場の魅力を掲載しませんか？

資料No.13

企業の職場情報を開示することが、応募に繋がります！
生徒数の減少や人材不足により求人倍率が高くなること
が見込まれる中、**職場情報総合サイト「しょくばらぼ」**
にて魅力ある職場であることを広く発信し、求職者に
知ってもらうことが、求人募集には効果的です！
是非、ご活用ください。



掲載：10万社以上



改正職業安定法（求人不受理）について

● 2020年3月に職業安定法の一部が改正され、ハローワークは、一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人申込みは受理いたしません。

資料No.8

対象となる主なケース		基本となる不受理期間
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合	法違反の是正後 <u>6か月</u> 経過するまで
	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から <u>1年</u> 経過するまで
職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合	法違反の是正後 <u>6か月</u> 経過するまで

● 求人申込みにあたって、事前に「求人申込みの際のチェックシート」で、ご確認ください。

資料No.9

説明資料のホームページ掲載について

●ハローワーク佐賀ホームページへ説明資料を掲載しています

以下のURLまたはQRコードから該当ページへアクセス可能です。

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage_01096.html

【ハローワーク佐賀】高卒求人を提出予定の企業のみ なさまへ

来春の新規学校卒業者を対象とする求人説明会及び公正採用選考人権啓発推進員研修会を令和6年5月15日（水）に開催いたしました。
この説明会等に出席できなかった企業の方に向けた情報を掲載しております。

企業の採用担当者及び公正採用選考人権啓発推進員のみなさまにおかれましては、以下の動画や資料等をご確認いただいた上で、高卒求人を提出いただきますようお願い申し上げます。

※令和6年5月15日に開催された求人説明会で配布した資料については、ハローワーク佐賀の求人窓口でも配布しています。

I 公正採用選考人権啓発推進員研修

(1) [「公正採用選考」の解説動画](#) ※本省HPへ遷移

【ハローワーク佐賀】
高卒求人を提出予定の
企業のみなさまへ



提出書類のダウンロードも可能です。
求人申込前にご確認ください。